

議案第 35 号

総社市長等及び職員のハラスメント防止に関する条例の制定について

総社市長等及び職員のハラスメント防止に関する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

職場におけるハラスメント防止に関し遵守すべき事項等を定めることにより、お互いの人権を尊重し合う良好な職場環境を確保するため、必要な事項を定めようとするものである。

総社市条例第 号

総社市長等及び職員のハラスメント防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職場におけるハラスメントを防止するために市長等及び職員が遵守すべき事項並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な措置等必要な事項を定めることにより、お互いの人権を尊重し合う良好な職場環境を確保し、もってハラスメント防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント 市長等、職員及び総社市議会議員（以下「議員」という。）間において行われるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
- (2) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害することとなるようなものをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の市長等又は職員を不快にさせる職場外における性的な言動のことをいう。
- (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場における次に掲げる言動により、勤務環境が害されることをいう。
 - ア 次に掲げる事由に関してする言動
 - (ア) 妊娠したこと。
 - (イ) 出産したこと。
 - (ウ) 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。
 - (エ) 不妊治療を受けること。
 - イ 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関してする言動
- (5) その他のハラスメント 前3号に掲げるもののほか、職場において、他の者に対する言動等が、本人の意図には関係なく相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えるものをいう。
- (6) 市長等 本市の市長、副市長、政策監及び教育長並びに総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）第1条に規定する特別職の職員をいう。
- (7) 職員 本市に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員をいう。
- (8) 職場 市長等及び職員がその職務を遂行する場所をいい、出張先その他通常執務をする場所以外の場所及び懇親の場その他の実質的に職場の延長線上にあるものを含む。
(ハラスメントの禁止等)

第3条 市長等及び職員は、ハラスメントをしてはならない。

- 2 市長等及び職員は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び労働環境を害することを自覚するとともに、お互いの人権を尊重しなければならない。
- 3 市長等及び職員は、ハラスメントが行われていることを知ったときは、これを黙認してはならない。
- 4 市長等及び職員は、ハラスメントに起因する問題の解決のため、必要な調査等に誠実に協力しなければならない。

(市長の責務)

第4条 市長は、職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境を確保するため、職場におけるハラスメントの防止に関する研修等を行うなど、周知啓発を行うとともに、ハラスメントの防止に関する体制を整備しなければならない。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、ハラスメントを防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) すべての職員がお互いの人権を尊重し合える意識のもと業務を遂行できるように、良好な職場環境を実現すること。
- (2) 所属職員の言動に留意し、ハラスメント又はこれを誘発する言動があった場合は、注意を喚起すること。
- (3) 所属職員から相談又は苦情（以下「相談等」という。）があった場合は、これに迅速かつ適切に対応すること。

(窓口の設置)

第6条 ハラスメントに関する相談等に対応するため、総務部に相談等処理窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

2 窓口で相談等があった場合は、速やかに次の各号に掲げる業務を処理するものとする。

- (1) 事実関係の確認及び調査
- (2) ハラスメントの事実認定

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、次条第1項に規定する審査会において前項各号の処理を行うものとする。

- (1) ハラスメントを行ったとされる者が市長等である場合
- (2) 窓口での処理が困難であると認められる場合

(ハラスメント審査会)

第7条 前条第3項の規定による処理を公正かつ適正に行うため、ハラスメント審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 必要に応じて事実関係の確認及び調査を行うこと。
- (2) ハラスメントの事実認定及び問題解決のための必要な措置について審査すること。
- (3) その他ハラスメントに関し必要な事項を調査審議すること。

3 審査会は、委員3人をもって組織する。

4 委員は、ハラスメントに関する識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審査会の庶務は、総務部において処理する。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(処理の申立て等)

第8条 市長は、窓口で受けた相談等において、ハラスメントを行ったとされる者が議員である場合は、当該相談等に係る処理について、議長（総社市議会議長をいう。次項において同じ。）に申立てを行うものとする。

2 市長は、議員が市長等又は職員からハラスメントを受けたとされる場合において、議長から処理についての申立てがあったときは、事実関係の確認及び調査その他の必要な措置を行うものとし、当該申立てに係る処理が完了したときは、その処理の内容等を議長に報告するものとする。

(プライバシーの保護及び秘密の保持)

第9条 市長等及び職員は、相談等を処理するに当たり知り得た関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底しなければならない。その職を退いた後も、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 市長等及び職員は、相談等をしたこと、又は事実関係の調査に協力したこと等を理由とした不利益な取扱いをしてはならない。

(対応措置)

第11条 市長は、ハラスメントが事実認定された場合は、当該ハラスメントを行った者（以下「行為者」という。）及びその所属長に対し、人員配置の変更、懲戒処分等の必要な措置を適切に行うものとする。

2 市長は、行為者からハラスメントを受けた者に対し、行為者との関係改善に向けた援助等を行うほか、必要に応じて人員配置の変更を行う等、適切な措置を講ずるものとする。

3 行為者が市長等であるときは、当該行為者の氏名、ハラスメントの内容及び問題解決のため講ずる措置に関する事項を公表するものとする。ただし、関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等、公表することが適当でないと認められる場合は、公表内容の全部又は一部を公表しないことができる。

(職務の代理)

第12条 ハラスメントを行ったとされる者が市長である場合におけるこの条例の規定による権限の行使については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に準じて副市長がその職務を代理する。

(再発防止の義務)

第13条 市長は、ハラスメントが生じたときは、原因分析を行い、適切な再発防止策を講じなければならない。

(その他)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条関係）					別表第1（第2条、第3条関係）				
区 分 職 名		報 酬			区 分 職 名		報 酬		
		日 額	月 額	年 額			日 額	月 額	年 額
略					略				
コンプライアンス外部委員会委員		7,500			コンプライアンス外部委員会委員		7,500		
ハラスメント審査会委員		7,500							
略					略				
備考 略					備考 略				